

# 第 9 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年9月4日(水)  
 開会 午後3時30分  
 閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	欠			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 4番 西山 哲

21番 山口 満子

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 慎也		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第49号	農地法第5条の申請について	( 2件)
議案 第50号	農地法第4条および第5条の申請について	( 1件)
議案 第51号	農地法第4条の申請について	( 1件)
議案 第52号	農地法第3条の申請について	( 8件)
議案 第53号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 6件) (公社からの買受 1件) (公社への売渡 1件)	

8. 報告事項

報告 第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 2件)
報告 第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																								
議長	<p>それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は欠席者1名、18番の福田義晴委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 西山哲委員、21番 山口満子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第、御署名をお願いします。 本日の議案数は、5つです。</p> <table data-bbox="352 958 1437 1574"> <tr> <td>議案第49号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第50号</td> <td>農地法第4条および第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>    利用権設定 通年</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>    公社への売渡</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。 報告第19号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件 報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転 用届出について 1件 となっております。</p>	議案第49号	農地法第5条の申請について	2件	議案第50号	農地法第4条および第5条の申請について	1件	議案第51号	農地法第4条の申請について	1件	議案第52号	農地法第3条の申請について	8件	議案第53号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について			利用権設定 通年	6件		公社からの買受	1件		公社への売渡	1件
議案第49号	農地法第5条の申請について	2件																							
議案第50号	農地法第4条および第5条の申請について	1件																							
議案第51号	農地法第4条の申請について	1件																							
議案第52号	農地法第3条の申請について	8件																							
議案第53号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について																								
	利用権設定 通年	6件																							
	公社からの買受	1件																							
	公社への売渡	1件																							

議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第49号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号 農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、41番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、になります。</p> <p>申請地は、大坪町六仙寺地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、42番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が3ページ、土地利用計画図が4ページ、断面図が5ページになります。</p> <p>申請地は南波多町原屋敷地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい</p>

事務局	<p>ない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第49号農地法第5条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条41番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>先程言われましたように場所は六仙寺です。現地を確認しましたところ、申請地の両隣は農地で、耕作されていますけれども、申請地は、数年前から保全管理ということで耕作をされておられません。隣接者の承諾、生産組合長、区長の印もありましたので、特別問題はないかと思えます。どうぞ御審議ください。</p>
議長	<p>農地法第5条41番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>特にないようですので、農地法第5条第42番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>南波多町の原屋敷です。譲受人は手広く太陽光発電をなさっている会社となっております。申請地はミカン畑で、その後譲渡人がコスモスを植えたりしておりましたが、高齢により現在は荒地となっております。特に支障はないだろうとの地元の判断があり、私もそう思いますので署名をしております。宜しく御審議をお願いします。</p>
議長	<p>42番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

5 番委員	発電量はどれくらいありますか。
事務局	年間の予想発電量は64万7千593キロワットとなっております。
議長	土地は、買上ですか。賃借ですか。
事務局	買上です。
議長	買上の金額はいくらですか。
事務局	1反当り77万1775円となっております。
議長	他にございませんでしょうか。 < な し > 無いようですので、議案第49号農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第50号農地法第4条および第5条について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第50号農地法第4条および第5条の申請1件について御説明します。 議案の2ページ、2番になります。 図面は、案内図と字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8ページ～9ページになります。 申請地は、松浦町村分地区です。 申請人が、一般住宅を建設するための申請です。  農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

事務局	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第50号農地法第4条および第5条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条および第5条2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>これは、譲渡人と譲受人が家族であり、自分たちの家を建てるということで、生産組合長、区長の許可もあり、特に問題はないということで私も印鑑を押しました。御審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>議案第50号農地法第4条および第5条の申請について、御意見、御質問はございませんか。</p>
2番委員	<p>申請人は自分の為に家を建てるのですか。それとも子の為に建てようとしているのですか。</p>
事務局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。今回の件については、今住んでいる家が古くなったこともあり、申請人がその妻と、夫婦共有の持ち物として家を建てるために申請書を出しております。申請相談当初より息子夫婦は別の町に暮らしておりますが、まず新しい家に移ってその上で息子さんが帰ってくればその家の名義を渡したいと考えているという意向の申請です。</p>

5 番委員	<p>転用のところに賃借となっていますが、だれがだれに賃借を行うのですか。</p>
事務局	<p>今回申請者及び貸付人が世帯主、借受人がその妻となっておりまして夫婦で土地を使用していくということで、使用貸借による権利の設定という事です。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>無いようですので、議案第 5 0 号農地法第 4 条および第 5 条の申請について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 5 1 号農地法第 4 条の申請 1 件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 1 号農地法第 4 条の申請 1 件について御説明します。</p> <p>議案の 3 ページ、1 8 番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が 1 0 ページ、土地利用計画図が 1 1 ページになります。</p> <p>申請地は、二里町大里地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の ( 1 ) のカの ( ア )、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の ( 1 ) のカの ( イ )、周辺</p>



事務局	<p>他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第51号農地法第4条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条18番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請者は花や野菜を作っておりますが、後継ぎがおらず申請者も高齢により続ける事ができないため、土地の活用として太陽光発電施設を設置されるという事です。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案第51号農地法第4条の申請について、御意見、御質問はございませんか。</p>
農業委員	<p>隣接者はありますか。</p>
担当委員	<p>すぐ隣にはありますが、前方はありません。他への悪影響等はないと思いましたので捺印をしました。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他に質問等ございましたら申し上げます。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>無いようですので、議案第51号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第52号農地法第3条の申請8件について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 5 2 号農地法第 3 条の申請 8 件について御説明します。 議案は 4 ページになります。</p> <p>5 2 番から 5 9 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第 3 条の申請については一括審議となっておりますので、議案の 4 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>無いようですので、議案第 5 2 号農地法第 3 条の申請 8 件については申請のとおり許可することとします。</p> <p>続きまして、議案第 5 3 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局</p>
事務局	<p>議案第 5 3 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 6 件について、御説明します。議案の 5 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 5 名、貸付人が 6 名で、面積は、田が 1 1, 1 9 1 m<sup>2</sup>、畑が 1, 6 5 2 m<sup>2</sup>です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 6 ページから 8 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年6件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>無いようですので、議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年6件については申出のとおり決定します。</p>
事務局	<p>議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受・公社への売渡について御説明いたします。</p> <p>議案9ページの4番になりますが、こちらは公社からの買受となります。7月の農業委員会において公社への売渡しについて上程しました案件につきまして、今度は公社から農地を買受するための上程でございます。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額は議案の6ページの明細書のとおりです。買い手につきましては、売買価格の1パーセントを加えた手数料を上乗せして公社から買い受ける事となっております。</p> <p>公社からの買受については、以上1件です。</p> <p>続きまして5番のご説明です。こちらは公社への売渡となっております。</p> <p>こちらは平成25年7月の農業委員会において上程しました案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額は議案のページの明細書のとおりです。</p> <p>公社への売渡については、以上1件です。</p>

議長	議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受1件、公社への売渡1件について、御意見、御質問はございませんか。
8番委員	公社へ売り渡す理由をお聞かせ下さい。
事務局	基本的に公社への売渡は農業廃止、離農を理由に公社の方に農地を売渡される。本来であれば売りたいという方がいらっしやっ、農業委員さんがあっせんをかけて利用調整をかけて買い手を見つけて、決まったら公社に農地を売って、公社から決まった方が買い取るという事が本来の形であります。実際のところは調整というのが難しいところでして、今は買い手が決まっている状況の中での公社への農地売渡しになります。18条6項の部分で次の議案のほうで出てきますが、もともと農地の方を借りていた農業生産法人がございまして、そちらの方が買い取られるという形になります。
議長	<p>他に御質問等ございませんか。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>無いようですので、議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡・公社からの買受2件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第19号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第19号農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は10ページを御覧ください。</p> <p>39番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>40番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は公社あっせんで売買される予定で、今回公社へ売渡がでております。</p> <p>報告第19号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第19号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>無いようですので、続きまして報告第20号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第20号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について説明します。</p> <p>議案の11ページの5番になります。図面は、案内図と字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、平面図が14ページになります。</p> <p>申請地は南波多町笠椎地区です。</p> <p>申請地の一部に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>報告第8号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは第4条第1項通知について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	<p>行政区は笠椎の方です。谷の奥の方に自宅がありまして、申請地は自宅前の畑です。既存の倉庫と隣接して農業用倉庫を建てたいと説明を受けました。</p> <p>御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>5番について、御質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>これで、第9回の農業委員会を閉会します。</p> <p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>